

科研費の適正な管理及び 今後予定される制度改善等について

令和6（2024）年2月



1. 適正な執行等について

- ・育児休業等取得中の執行、子の出張帯同旅費の取扱い

2. 男女共同参画推進に向けた取組について

- ・研究活動スタート支援、若手研究の応募要件の緩和 **R6.3~**

3. 審査委員候補者データベースの確認・更新について

- ・交付申請時に審査委員候補者データベースの確認・更新を必須化 **R6.4~**

4. 研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保について

- ・e-Radから科研費電子申請システムへ研究インテグリティ情報を連携 **R6.4~**

5. 安全保障貿易管理の要件化について

- ・研究機関における安全保障貿易管理体制の整備状況を確認 **R7.4~**

6. 分担金の送金について

- ・日本学術振興会から分担金を直接送金 **R7.4~**

1. 適切な執行等について

【育児休業等取得中の科研費執行について】

- 科研費ハンドブック（研究機関用）に記載のとおり、研究機関において、研究者が安心して出産し、育てられる研究環境を整備することは大変重要です。
- 研究代表者等が、育休取得中などに、研究環境の維持・継続のために科研費の執行を希望する場合には、あらかじめ補助事業者の事務手続きの委任について明確とする等の対応を行ったうえで、科研費を執行いただくことが可能です（補助金の研究中断の場合は除く）。
- 所属研究者の子育てと研究の両立が図られるよう研究機関において、ルールの整備等についてご協力をお願いします。また、今後、研究機関における優良事例の紹介なども検討していきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

【子の出張帯同旅費について】

- 現在、科研費の直接経費から、子を研究者の出張に帯同する際の旅費（子の出張帯同旅費）の支出の可否について問い合わせが多く寄せられています。
- 科研費では、研究代表者等、補助事業を遂行する本人が、研究遂行のために（用務を行うために）必要となる旅費について、支出を認めています。子の出張帯同旅費については、科研費の直接経費からの支出は認められません。
- 競争的研究費の間接経費を活用する等により、研究者を支援する取組を一層充実していただくようお願いします。

2. 男女共同参画の推進に向けた取組について

- 若手・子育て世代の研究者がより積極的に復帰・参画できる環境を整備するため、「研究活動スタート支援」及び「若手研究」の応募要件において、産前産後の休暇、育児休業期間に加え、新たに「未就学児の養育期間」を配慮期間とします。
- 「研究活動スタート支援」は本年3月、「若手研究」は本年7月に予定している公募から応募要件を変更する予定です。詳細については公募要領をご確認ください。

【応募要件の変更内容】

	研究活動スタート支援【応募要件B】	若手研究
現行	<p>令和5(2023)年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、文部科学省及び日本学術振興会が公募を行う以下の研究種目(※)に応募していない者</p> <p>(※)「特別推進研究」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」、「挑戦的研究」及び「若手研究」</p>	<p>令和7(2025)年4月1日現在で博士の学位を取得後8年未満の研究(※)</p> <p>(※)令和7(2025)年4月1日までに博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者を含む。</p>
修正点	<p>令和5(2023)年度に産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育(※1)していたため、文部科学省及び日本学術振興会が公募を行う以下の研究種目(※2)に応募していない者</p> <p>(※1)育児休業を取得している期間も含まれます。 (※2)「特別推進研究」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」、「挑戦的研究」及び「若手研究」</p>	<p>令和7(2025)年4月1日現在で博士の学位を取得後8年未満の研究者(※)</p> <p>(※)以下の者も対象とする。 ・令和7(2025)年4月1日までに博士の学位を取得見込みの者 ・博士の学位を取得後に産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育していた場合は、当該期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者</p>

3. 審査委員候補者データベースの確認・更新について

「審査委員候補者データベース」に登録されているデータの確認・更新は、適切な審査委員を選考するために大変重要です。

- 令和3（2021）年4月に「審査委員候補者データベース」を「科研費電子申請システム」へ統合。情報の確認・更新を通年で可能となっておりますが、令和6（2024）年4月以降、交付申請時に当該データベースを確認・更新いただくこととしました。

＜科研費電子申請システムでの画面遷移順＞
「申請者向けメニュー」で交付申請情報入力ボタンをクリック→「審査委員候補者情報の入力・確認」→「交付申請書・交付請求書の作成」

- 特に、「①審査可能区分」及び「②内容の例」は、審査委員を選考する上で大変重要な情報ですので、必ず確認・更新するよう、所属の研究者への周知と協力をお願いいたします。

【審査可能区分】

※一覧ボタンより、審査可能区分をダウンロードし、大区分、中区分、小区分の階層付けを確認してください。
※ご自身の申請情報に、審査可能区分、内容の例や審査可能と見られる際に入力してください。小区分を変更した場合、内容の例は全てクリアされますのでご注意ください。

小区分1	区分名	* 01010:哲学および倫理学関連	検索
	内容の例1	*	
	内容の例2	*	
	その他のキーワード1	ありえぬあきけこいしそそそそそそそそそそ	(全角20文字以内)
	その他のキーワード2		(全角20文字以内)
	その他のキーワード3		(全角20文字以内)
	その他のキーワード4		(全角20文字以内)

小区分2	区分名	* 01020:中国哲学、印度哲学及び仏教研究関連	検索
	内容の例1	*	
	内容の例2	*	
	その他のキーワード1	ありえぬあきけこいしそそそそそそそそそそ	(全角20文字以内)
	その他のキーワード2		(全角20文字以内)
	その他のキーワード3		(全角20文字以内)
	その他のキーワード4		(全角20文字以内)

- 【確認・更新をお願いする事項】**
1. 基本情報(所属機関、職名等)
 2. **「審査可能区分」及び「内容の例」**
 - ・小区分:最大3つ(2つは必須)
 - ※小区分については「内容の例」も必ず登録してください。
 - ・中区分:最大4つ(1つは必須)
 - ・大区分:最大3つ(1つは必須)
 3. 主な発表論文、受賞歴
 4. 競争的研究費の獲得状況
 5. メールアドレス

4. 研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保について ①

○ 背景・課題

- ・近年、研究活動のグローバル化が進む一方で、研究者に対する外国政府や外国機関からの不当な影響により、我が国の企業や大学等の研究者の意図しない利益相反や技術流出等への懸念が顕在化。
- ・こうした新たなリスクに対応しつつ、必要な国際協力を進めていくためには、**研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を確保し、国際的に信頼性のある研究環境を構築する必要。**

参考：「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保にかかる対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、**オープンサイエンスを大原則**とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要がある。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や**研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性**が指摘されており、こうした中、我が国として**国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠**となっている。

○ リスク軽減の観点から新たに確保が求められる研究インテグリティ

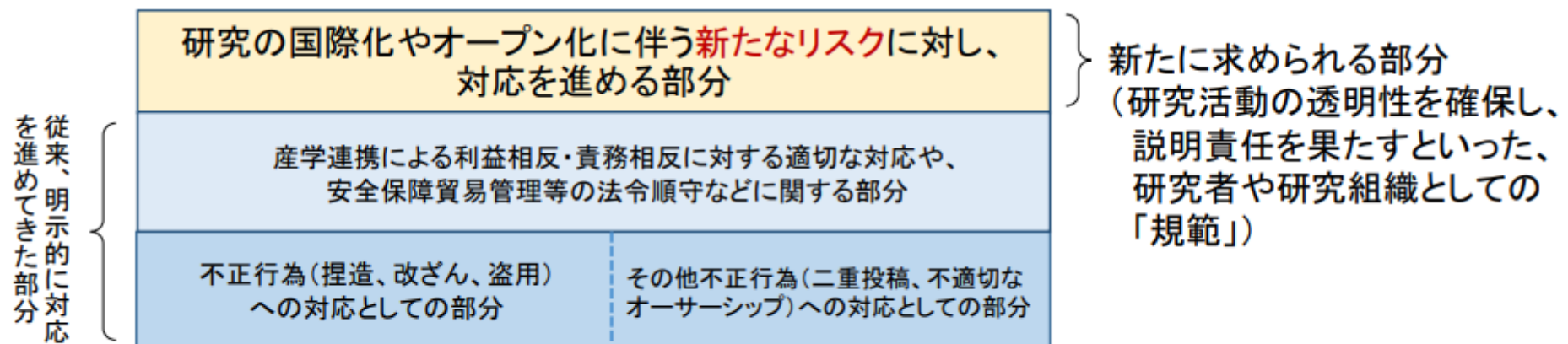


図 研究インテグリティ全体の構成

図：内閣府作成資料「研究インテグリティの確保に係る対応方針（概要）」より抜粋

4. 研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保について ②

○ 科研費でのこれまでの主な対応

① 研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄

- ・国内の競争的研究費のみならず、**国外も含めた研究資金を記載**
- ・記載した研究課題を応募又は受入れるに当たっての**国内外の所属組織・役職（兼業を含む）を記載**

② 上記の情報も含む研究計画調書の内容について、所属研究機関の取扱いに基づき機関内で適切に共有するとともに、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下、「外為法」）に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認した上で提出

令和7（2025）年度公募からe-Radに登録された以下の情報を科研費電子申請システムに連携します。

【科研費電子申請システムに連携する情報】

- ・応募中の研究費
- ・受入予定の研究費
- ・e-Rad外の研究費（民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など）
- ・兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む現在のすべての所属機関・役職
- ・所属機関への研究インテグリティ誓約状況

e-Radの【研究者情報】において、研究インテグリティに係る情報を登録していない場合、応募が出来ませんので、ご注意ください。

4. 研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保について ③

応募情報入力（研究費の応募・受入等の状況）画面

研究者氏名 代表 一部

(1) 応募中の研究費

e-Rad登録情報を参照

役職	1.資金制度・研究費名(配分機関名) 2.研究期間 3.研究課題名 4.研究代表者氏名	20XX年度 研究経費 (期間全体額) (千円)	20XX年度 エフォート (%)	本応募研究課題と当該研究課題との関係等 I:研究内容の相違点 II:当該研究課題に加えて本応募研究課題に応募する理由 (左記の研究課題に応募するに当たっての所属組織・役職) (科研費の研究代表者である場合は、研究期間全体の受入額を入力すること。)
代表	1.【本応募研究課題】特別推進研究 2.20XX年度～20XX年度 3.〇〇〇〇に基ける研究	9,999,999	XX%	総額 9,999,999千円

(2) 受入予定の研究費

e-Rad登録情報を参照

役職	1.資金制度・研究費名(配分機関名) 2.研究期間 3.研究課題名 4.研究代表者氏名	20XX年度 研究経費 (期間全体額) (千円)	20XX年度 エフォート (%)	本応募研究課題と当該研究課題との関係等 I:研究内容の相違点 II:当該研究課題に加えて本応募研究課題に応募する理由 (左記の研究課題を受入れるに当たっての所属組織・役職) III:重複受給制限が適用される研究種目を現在進行中である場合、当該研究課題を取りやめて本研究を行う理由

(3) e-Rad外の研究費 (新設)

e-Rad登録情報を参照

契約の種類	1.相手機関(相手機関の国名) 2.制度名 3.研究期間	研究課題名	予算額	エフォート (%)	機密保 持契約 締結有 無
	1. 香港大学		1,120 通貨コード		

(4) 兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む現在のすべての所属機関・役職 (新設)

e-Rad登録情報を参照

(兼業や、外国の人材登用プログラムへ参加、雇用契約のない名誉教授等を含む) 現在のすべての所属機関・役職		相手機関の所在地
削除	独立行政法人医療〇〇〇〇機関 〇〇〇委員会 委員	一覧 JPN 日本
削除	〇〇〇〇機関 〇〇〇委員会 専門委員	一覧 JPN 日本
追加		

<科研費電子申請システムの変更点>

① 研究費の応募・受入等の状況画面の項目新設 (左図)

(3) e-Rad外の研究費

(4) 兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む現在のすべての所属機関・役職

② e-Rad連携機能追加

<研究費の応募・受入等の状況画面>

e-Radから連携した研究インテグリティに係る情報を必要に応じて追加

<研究課題情報画面 研究組織欄>

研究代表者及び研究分担者が研究インテグリティに係る情報を所属機関に適切に報告していることを誓約状況で確認

4. 研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保について ④

応募情報入力（研究費の応募・受入等の状況）画面

① (1) 応募中の研究費

e-Rad登録情報を参照

役割	1. 資金制度・研究費名（配分機関名） 2. 研究期間 3. 研究課題名 4. 研究代表者氏名	20XX年度 研究経費 （期間全体額） （千円）	20XX年度 エフォート （%）	本応募 II：当該研究 （左記の研究 費の研究代表者
代表	1.【本応募研究課題】特別推進研究 2.20XX年度～20XX年度 3.〇〇の××に関する研究 4.	9,999,999	XX%	
	1.* 国際共同研究加速基金（海外連携研究） 2.（西暦）*20XX 年度～（西暦）*20XX 年度	* ()		

②で選択した情報を反映

ポップアップ画面（e-Rad情報参照（研究費の応募・受入等の状況）

e-Rad情報参照（研究費の応募・受入等の状況）

全て選択 全て解除

(1) 応募中の研究費

役割	配分機関名 事業名 （研究期間）	公募名 研究開発課題名 （研究代表者氏名 /研究代表者名）
<input checked="" type="checkbox"/> 研究代表者	国際共同研究加速基金（海外連携研究） （20XX年度～20XX年度）	令和5年度 国際共同研究加速基金（海外連携研究） 〇〇〇〇〇についての研究 （代表 一助）
<input checked="" type="checkbox"/> 研究代表者	若手研究 （20XX年度～20XX年度）	令和4年度 若手研究 〇〇〇〇〇についての研究2 （〇〇〇大学）
<input checked="" type="checkbox"/> 研究分担者	基盤研究（S） （20XX年度～20XX年度）	令和4年度 基盤研究（S） 〇〇〇〇〇についての研究2 （〇〇〇大学）

③ 応募情報に追加して閉じる

閉じる

操作手順（e-Radから連携した登録情報を追加）

- ① 応募情報入力画面の **e-Rad登録情報を参照** ボタンをクリックすると、ポップアップ画面が立ち上がる。

【ポップアップ画面は以下の4つの項目で構成】

- (1) 応募中の研究費
 - (2) 受入予定の研究費
 - (3) e-Rad外の研究費
 - (4) 兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む現在のすべての所属機関・役職
- ※金額は連携対象外

- ② 追加したい研究費等のチェックボックスにチェックを入れる。

- ③ ページ下部 **応募情報に追加して閉じる** をクリックすると、②で選択した情報が応募情報入力画面に追加される。

電子申請システム上でも修正可能。
ただし、以下の情報を修正した場合e-Radへは反映されないため、e-Radでも必ず修正が必要。

【e-Radで修正可能な情報】

- (1)～(3)のエフォート：エフォート一覧画面
- (3)～(4)：研究者情報の修正画面

注意

e-Radとの応募・受入情報の連携には**通常60分程度**の時間を要しますが、さらに時間がかかる場合もあります。
応募締切直前に登録しても連携されない可能性がありますので、**時間に余裕をもって登録ください。公募開始前から登録可能です。**

※画面は修正する可能性があります

4. 研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保について ⑤

応募情報入力画面

応募者向けメニュー > 研究計画調書作成 (応募情報入力 > 応募情報又は研究計画調書確認 > 応募情報又は研究計画調書確認完了)

【研究組織（研究代表者及び研究分担者）】

承諾状況	研究インテグリティ誓約状況 (e-Rad登録 情報連携)	区分	氏名(年齢)	1.所属研 2.部局 3.職
	誓約していない	研究代表者	(研究者番号) 99999999 (フリガナ) ダイヒョウ イチロウ (漢字等) 代表 一郎 (英語) Daihyou Ichirou (年齢) 00才	1.AAA大 AAA U 2.AA学部 AA De 3.教授 Profes
▲ 削除 ▼	分担者未確認	研究分担者	(研究者番号) 11111111 検索 (フリガナ) ブンタン イチロウ (漢字等) 分担 一郎 (英語) Buntan Ichirou (年齢)	1.AAA大 AAA U 2.AA学部 AA De 3.教授 Profes

※画面は修正する可能性があります

<研究代表者及び研究分担者の誓約状況確認>

- 研究組織（研究代表者及び研究代表者）欄に「研究インテグリティ誓約状況」項目を新設しました。
- 研究代表者及び研究分担者全員が「誓約している」となっていない場合、**応募ができません。**
- 研究代表者は当該画面で誓約状況を確認、「誓約していない」研究者には、所属機関への誓約を求め、e-Radで登録するように依頼してください。（登録手順は次のスライド参照）

注意

e-Radとの研究者情報の連携には**通常10分程度**の時間を要しますが、さらに時間がかかる場合もあります。応募締切直前に登録しても連携されない可能性がありますので、時間に余裕をもって登録ください。**公募開始前から登録可能です。**

4. 研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保について ⑥

<e-Rad 研究インテグリティに係る情報の入力>

操作手順

- ① e-Rad トップ画面右上に表示されている研究者氏名のプルダウンより、【研究者情報の確認・修正】をクリック
- ② 続いて表示される「研究者情報の修正」の画面で【所属研究機関】タブをクリック
- ③ (1) e-Rad 外の研究費、(2) 兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等の記入欄に必要事項を入力

e-Rad外の研究費：下記(A)または(B)に該当する研究費
(A)：競争的研究費ではないもの
(B)：競争的研究費に該当するがe-Radで応募を行っていないもの

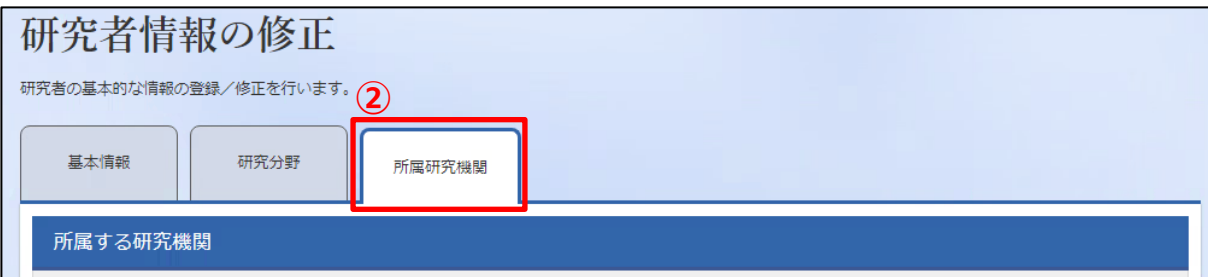
<以下については入力不要>

- ・ e-Radに登録されている事業実施中の研究費
- ・ 応募中の研究費
- ・ 受入（採択）予定の研究費

- ④ 必要に応じて【行の追加】をクリックして行を追加
- ⑤ ③の事項について適切に所属機関に報告をしていることを確認のうえ、「(3) 誓約状況」のチェックボックスにチェックを入れる

注意

※⑤は必須となります。研究代表者及び研究分担者全員
チェックが入っていない場合、応募できません。 10



5. 安全保障貿易管理の要件化について ①

- 👉 研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある技術などの研究成果等が軍事、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、**研究機関による組織的な対応が求められます**。
- 👉 我が国では、外為法に基づき、輸出規制が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。
- 👉 科研費制度では、これまでも科研費による研究活動を行う研究者に対しては、外為法に基づき規制されている技術等の取扱いを予定されている場合には、当該法律や所属機関の規程等を踏まえ、**安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認すること**を求めています。

令和7年度助成課題から、交付決定までに

- ✔️ **外為法の輸出規制にあたる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認** 及び、
- ✔️ **提供の意思がある場合は管理体制の有無について確認** を行います。

研究機関は、当該事務を行うために必要な体制の整備を実施してください。



大学等に求められる主な取組

組織体制の整備・運用

- ・担当部署等の決定・設置
- ・関係規程の策定
- ・学内研修 等

技術の提供や機器等の輸出の確認手続

- ・定められた手続きの徹底（用途・相手先等の確認 等）

研究者・留学生等の出入国等における確認手続

- ・留学生等への技術提供等に係る管理
- ・共同研究の実施時の管理 等

令和5年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会 文部科学省作成資料をもとに作成

参考

- 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）**
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri_03.pdf
- 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

大学・研究機関が実施すべきことがまとまっています。輸出管理体制の例なども掲載されていますのでご参考ください。

5. 安全保障貿易管理の要件化について ②

令和6年1月末のe-Rad改修により、安全保障貿易管理に関する機能として、機関の体制整備状況の登録が可能となりました。これにより、科研費は令和7年度助成課題から以下の対応を予定しています。

○ 科研費における対応（予定）

① 事前登録【e-Rad】

- 研究機関は、**e-Radの研究機関情報で安全保障貿易管理体制の整備状況を登録**してください。



研究機関の事前登録

e-Radの研究機関情報で以下のいずれかを登録

- a: 未整備
- b: 整備済
- c: 整備中



科研費電子申請システムに連携

- 1. 安全保障貿易管理に関する機能 -

自機関情報画面の変更

・自機関における安全保障貿易管理体制の整備状況登録項目が表示されます。(随時登録可)

自機関における安全保障貿易管理体制の整備状況を登録してください。
(初期値は「未整備」となります。)

なお、整備中又は未整備の場合で、リスト規制貨物の輸出又は技術提供を行う予定がある場合は、対象公募の採択後、契約締結（交付決定）時まで、本機能により誓約書を提出する必要があります。

また、「リスト規制貨物の輸出又は技術提供を行う」又は「採択された安全保障貿易管理要件化対象の課題終了」いずれか早い方までに、体制を整備済にしておく必要があります。

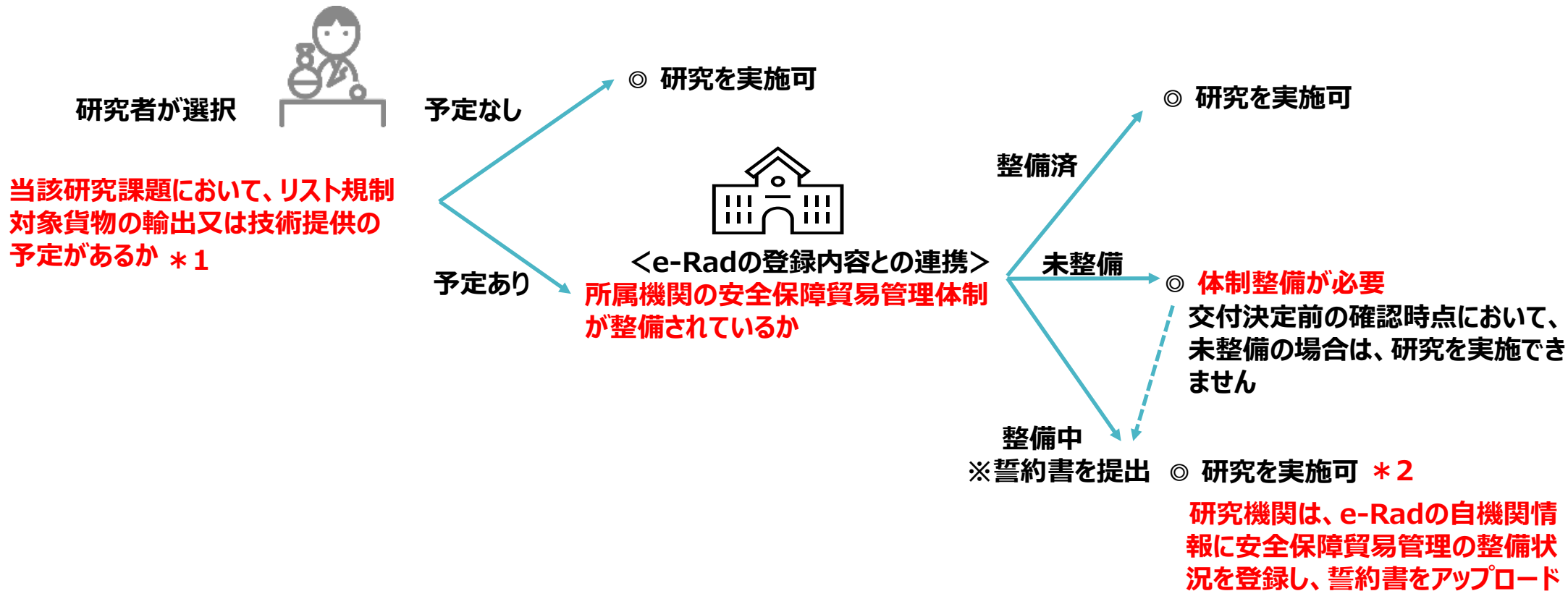
(登録状況が「整備中」のまま2年経過した場合は、自動で「未整備」に変更されます。)

整備中を選択した場合は、指定の誓約書をアップロードしてください。

※誓約書は一度アップロードすれば、以降、別の応募での再アップロードは必要ありません。

5. 安全保障貿易管理の要件化について ③

② 交付申請（支払請求）時の確認【科研費電子申請システム】



* 1 リスト規制について

炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度

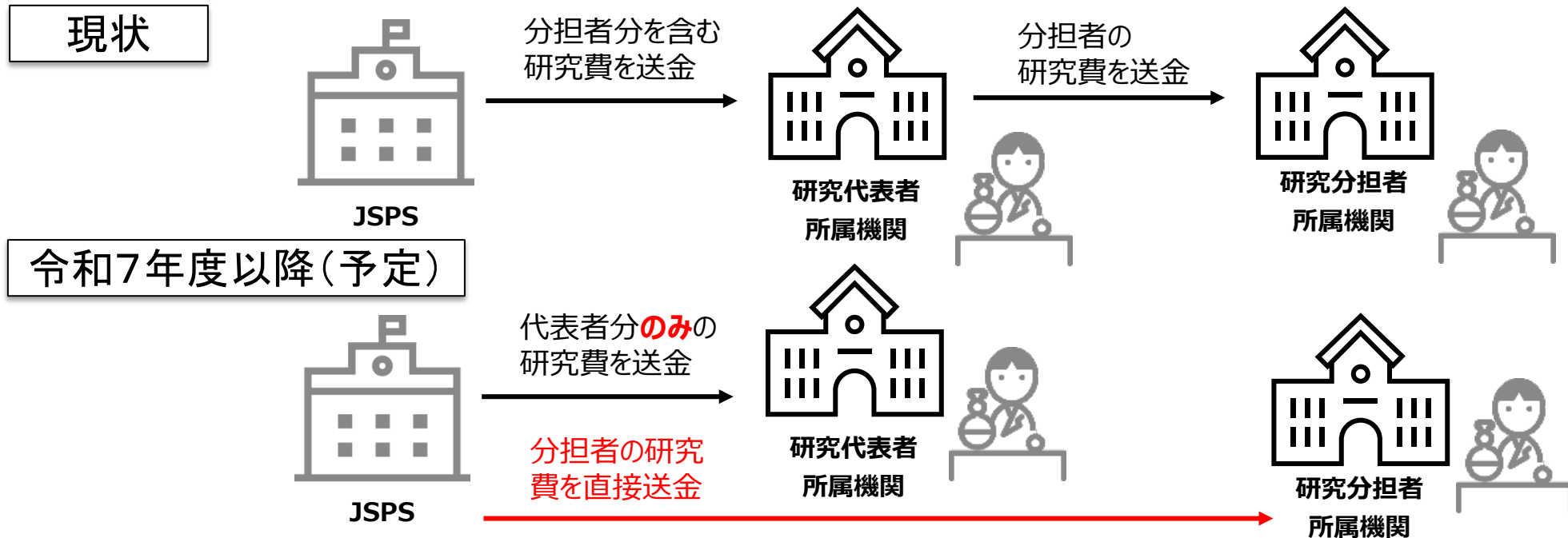
対象は、経済産業省のHP (<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html>) で確認できます。

* 2 安全保障貿易管理体制が整備中のまま研究を実施する場合

「リスト規制貨物の輸出又は技術提供を行う」又は「採択された安全保障貿易管理要件化対象の課題終了」のいずれか早い方までに、体制を整備済にしておく必要があります。

6. 分担金の送金について ①

令和7年度以降の交付申請書記載の研究分担者の分担金について、JSPSから研究分担者所属機関に直接送金する方向で検討を進めています。



期待される効果

- ① 分担金の早期送金による研究活動への早期着手
- ② 研究機関の事務担当者の振込等の業務削減

留意点

- ・交付申請書提出時点で、配分する分担金の正確な把握が必要となります。
※電子申請システムの連絡先情報管理機能で、他機関担当者の連絡先の検索が可能です。ご利用ください。
- ・JSPSから直接送金するのは、交付申請（支払請求）時のみです。

6. 分担金の送金について ②

支払請求書等の変更イメージ（検討中）

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）支払請求書（令和○年度）

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

所属研究機関名称		〇〇大学	機関番号	1	2	3	4	5
研究 代表者	部局	〇〇研究科						
	職	教授						
	氏名	〇〇 〇〇						

さきに交付の決定の通知があった科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）のうち令和5年度分について、下記により概算払で支出して下さるようお願いします。また、交付申請書記載の研究代表者及び研究分担者の研究費の受領方を研究代表者及び研究分担者の所属機関の長である下記委任先に委任いたします。

記

1. 研究種目名 基盤研究（C）（一般） 2. 課題番号 23K34567

3. 研究課題名 〇〇の××に関する総合的研究

4. 補助事業期間 令和5年度～令和7年度

5. 請求額 (円)

	直接経費	間接経費	合計
令和5年度請求額（a + b）	3,000,000	900,000	3,900,000
うち前期分（4月～9月）請求額（a）	1,800,000	540,000	2,340,000
うち後期分（10月～3月）請求額（b）	1,200,000	360,000	1,560,000

6. 委任先及び委任先

研究者氏名	委任先所属研究機関名				委任先所属研究機関代表者		
学振太郎 12345678	〇〇研究所				所長〇〇××		
	直接経費				間接経費	合計	
	物品費	旅費	人件費・謝金	その他	計		
	200,000	300,000	400,000	500,000	1,400,000	420,000	1,820,000
学振花子 22345678	委任先所属研究機関名				委任先所属研究機関代表者		
	〇〇研究所				所長〇〇××		
	直接経費				間接経費	合計	
	物品費	旅費	人件費・謝金	その他	計		
50,000	100,000	0	0	150,000	45,000	195,000	

交付請求書及び、支払請求書において、研究代表者から研究分担者（の所属機関代表者）に分担金の受領を委任する。

書類には、研究分担者の分担金の費目別の内訳を記入いただく予定。（CSV出力も検討）